

いきいき茨城ゆめ国体守谷市・常総市・坂東市協賛取扱要項

1 趣旨

この要項は、いきいき茨城ゆめ国体の守谷市・常総市・坂東市開催競技及びその競技別リハーサル大会（以下「大会」という。）における協賛の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 協賛の内容

- (1) 協賛は、原則として大会の広報啓発及び歓迎装飾に係る物品その他大会の運営に要する用具等について受け入れるものとする。
- (2) 協賛者が資金による協賛を申し出たときは、その資金を別表に掲げる物品の中から必要なものに充て、当該物品を協賛物品として受け入れるものとする。

3 協賛の実施方法

- (1) 協賛は、いきいき茨城ゆめ国体守谷市・常総市・坂東市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が受け入れる。
- (2) 協賛方法は、提供または貸与とする。
- (3) 協賛の申込みは、協賛申込書（様式第1号）により行う。
- (4) 協賛の受け入れを決定し、これを受領したときは、協賛受領証明書（様式第2号）を協賛者に交付する。
- (5) 協賛物品等の搬入、据付、撤去等に要する費用が必要な場合は、原則として、協賛者の負担とする。

4 協賛として受け入れないもの

次の各号のいずれかに該当する場合は、協賛として受け入れないものとする。

- (1) 大会の趣旨に反するもの
- (2) 法令等に違反するものおよび公の秩序または善良な風俗を乱す恐れがあると認められるもの
- (3) 政治活動、宗教活動等に係るものと認められるもの
- (4) 個人の氏名を宣伝する目的のものと認められるもの
- (5) その他実行委員会が適当でないと認めるもの

5 協賛の表示

- (1) 協賛物品には，協賛者の意向に応じ，協賛の表示を行うことができる。ただし，協賛品に直接表示することが適当でない場合は，その他の方法により表示するものとする。
- (2) 前号の協賛の表示は，表示方法，表示箇所，文字等の大きさ等について，事前に実行委員会と協議し，実行委員会の承認を得て行うものとする。

6 協賛への謝意

協賛の提供を受けたときは，協賛者に対して感謝状，その他の方法により謝意を表すとともに，必要に応じてホームページ等にその旨を掲載するなど，周知に努めるものとする。

7 協賛の受入期間

協賛の受入期間は，大会の終了までとする。

8 その他

この要項に定めるもののほか，協賛の取扱いに関し必要な事項は，別に定める。

別表

協賛物品リスト

項目	内容
(1) 広報啓発用物品の提供	
掲示物	大中小看板, 壁面看板, パンフレット 等
配布物	うちわ, タオル, ポケットティッシュ, 風船 等
掲載物	テレビ・ラジオCM, 新聞掲載, 雑誌掲載 等
(2) 市民運動用物品の提供	
花いっぱい運動関係	プランター, プランター用ステッカー, 花苗, 培養土, 肥料, 軍手, 花壇設置 等
環境美化用	タオル, 軍手 等
競技観戦応援用	スティックバルーン 等
(3) 歓迎装飾用物品の提供	
市内装飾用	のぼり, 卓上のぼり, 横断幕, 懸垂幕, バナー, 旗, タペストリー 等
競技会場用	ウエルカムゲート, 看板, のぼり, 横断幕 等
(4) おもてなし用物品の提供	
大会関係者・競技会場用	飲料水, 大会参加記念品, 特産品, 副賞 等
(5) 開催準備用物品の提供・無償貸与	
実行委員会用	業務・広報用自動車, OA機器, 資料用袋 等
(6) 競技会用物品の提供・無償貸与	
事務・記録撮影・服飾用等	携帯電話, トランシーバー, 発電機, 机・いす, テント, デジタルカメラ・ビデオ, 記録媒体, 大会スタッフ用ジャンパー・Tシャツ・帽子, 雨具 等
(7) その他	
実行委員会との協議によるもの	実行委員会の計画物品

※物品の提供につきましては、搬入、据付、撤去等が必要な場合は、これらに係る費用もご負担していただきますようお願いいたします。